

令和3年第6回仁淀川町議会定例会付議事件

(付議事件)

1. 報告第13号 専決処分の報告について（物損事故に係る和解について）
2. 報告第14号 専決処分の報告について（仁淀川町国民健康保険大崎診療所建替工事）
3. 認定第1号 令和2年度仁淀川町一般会計歳入歳出決算の認定について
4. 認定第2号 令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
5. 認定第3号 令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定歳入歳出決算の認定について
6. 認定第4号 令和2年度仁淀川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
7. 認定第5号 令和2年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
8. 認定第6号 令和2年度仁淀川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
9. 認定第7号 令和2年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
10. 認定第8号 令和2年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算の認定について
11. 議案第44号 仁淀川町固定資産税の課税免除に関する条例の全部を改正する条例について
12. 議案第45号 仁淀川町移住交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
13. 議案第46号 仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
14. 議案第47号 仁淀川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
15. 議案第48号 仁淀川町集落活動センター山村自然楽校しもなの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
16. 議案第49号 仁淀川町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
17. 議案第50号 仁淀川町立住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

18. 議案第51号 令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第4号）について
19. 議案第52号 令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第1号）について
20. 議案第53号 令和3年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
21. 議案第54号 令和3年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
22. 議案第55号 令和3年度道路メンテナンス事業 町道清水宮ヶ坪線（万才橋）橋梁補修工事請負契約の締結について
23. 議案第56号 令和3年度仁淀川町林業振興センター新築工事請負契約の締結について
24. 議案第57号 財産の取得について
25. 議案第58号 仁淀川町過疎地域持続的発展計画の策定について
26. 同意第1号 監査委員の選任について
27. 同意第2号 副町長の選任について
28. 同意第3号 教育長の任命について

令和3年第6回仁淀川町議会定例会会議録（第1号）

令和3年9月24日（金曜日）

10時00分開会

11時50分散会

出席議員（9名）

1番 議員	竹 本 文 直	2番 議員	西 森 常 晴
3番 〃	岡 田 良 成	4番 〃	片 岡 智 準
5番 〃	大 野 弘	7番 〃	野 村 安 夫
8番 〃	左 京 憲 昌	9番 〃	藤 崎 源 彦
10番 〃	若 藤 敏 久		

欠席議員（1名）

6番 議員 西 森 久 雄

説明のため出席した者

町 長	古 味 実	教 育 長	竹 本 雅 浩
総 務 課 長	黒 川 一 彦	企 画 課 長	古 味 仁 志
税 務 課 長	片 岡 博	町 民 課 長	井 上 竜 一
保健福祉課長	谷 脇 昭 仁	産業建設課長	片 岡 伸 二
会計管理者兼出納室長	下久保 幹 夫	教 育 次 長	井 上 健 一
仁淀総合支所長兼地域振興課長	神 岡 孝 司	池川総合支所長兼住民福祉課長	大 原 正 人
仁淀住民福祉課長	大 野 真 智	池川地域振興課長	大 原 成 彦
監 査 委 員	隅 田 恒 盛		

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	大 石 浩 平	書 記	西 村 美 智
--------	---------	-----	---------

午前10時00分 開会

○議長 おはようございます。

ご報告申し上げます。議席番号6番、西森久雄君から欠席届が出されております。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第6回仁淀川町議会定例会を開会します。

直ちに会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、左京憲昌君、9番、藤崎源彦君を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本件については、9月17日の議会運営委員会で協議を頂いております。

委員長の報告を求めます。委員長、若藤敏久君。

○若藤議会運営委員会委員長 おはようございます。それでは、議長の許可を頂きましたので、議会運営委員会の審議結果をご報告いたします。

まず、提出予定議案や一般質問の通告、意見書等の受付状況やその取扱い方法等の検討をいたしました。その結果、会期は本日から28日までの5日間とし、1日目の本日は、諸般の報告、議案の上程、提案理由の説明を受け、散会后、決算の精査等を議題に全員協議会を開催いたします。2日目、3日目は休会とし、4日目は午前10時より一般質問を行います。最終日は付議事件の審議等を行い、閉会といたします。

なお、町長の行政報告に対する質問は受け付けないこと、また、一般質問の回数は質問事項について3回まで、質問時間は原則として1人1時間、質疑の回数も同一議題は3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。本案に対しましてご理解とご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

以上でございます。

○議長 委員長の報告を終わります。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から28日までの5日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から28日までの5日間と決定をしました。

なお、本日の会議予定につきましては、先ほど委員長から報告がありましたが、お手元に配付の日程表のとおりです。ご了承をお願いします。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。議長活動報告はお手元に配付の報告書のとおりであります。監査委員からの例月現金出納検査の報告につきましては、議会事務局に關係書類を保管しておりますので、ご了承を願います。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長の報告を求めます。古味町長。

○町長 本日は、令和3年第6回仁淀川町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用の中ご出席を賜り、本定例会が開催されますことを厚くお礼申し上げます。

まず、開会に当たり、一言ご挨拶と所信を申し述べ、町議会議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げたいと存じます。

私は、去る8月8日の仁淀川町長選挙におきまして、町民の皆さんのご支援とご支持を頂き、仁淀川町長としてご信任をしていただきました。今後は、町長として、仁淀川町のさらなる発展のため、全力を注いでまいる所存でございます。

コロナ禍で閉塞感が漂う中、私は、これまでの仁淀川町のまちづくりを後退させることなく、明るく希望が持てる仁淀川町の実現に向け、邁進する所存でございます。大きな施策目標として、住んでいてよかったと思えるまちづくり、住民目線での行政運営、健全な財政運営、この3つを大きな目標として各種施策に取り組んでまいります。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてですが、町民の皆さんが今最も心配されていることだと思っております。全国的に急拡大し、本県はまん延防止等重点措置は解除されたものの、本県独自のステージでは特別警戒から警戒に引き下げられましたが、いまだ終息にはめどが立ちません。

現在の町内の感染状況ですが、感染防止策に町民の皆さんのご理解とご協力を頂き、都市部のような状況ではございませんが、依然として油断できる状況ではございません。新型コロナウイルス対策につきましては、変異種である感染力の強い株が感染拡大していることから、今後とも、新型コロナウイルス感染症対策交付金などを活用し、適切な対策を講じてまいります。コロナ禍が長く続き、大変窮屈な思いで毎日を過ごされていることと

と思いますが、まずは町民の皆様の安全が第一です。いましばらくご辛抱をお願いいたします。

2つ目は、子育て世代への総合的支援を実施していきます。

出生数は減少傾向にあり、社会情勢の変化により、子育て世代が求める需要も変化していると感じております。そういった意味では、新たなニーズに対応した子育て環境の構築について研究・検討、見直しを行ってまいります。

まずは、高校通学応援手当の見直しを行います。本町から一番近い佐川高校へ通学するためには、1日約2,000円のバス料金がかかります。20日間通学すれば4万円となり、大変な負担となっています。現在の手当を大幅に引き上げ、支援していきたいと考えています。

また、小学校、中学校への入学に際しては多額な準備費用が必要となるため、入学前にタイムリーな応援手当を支給します。

3つ目として、安全・安心な生活環境づくりを実施します。

新型コロナウイルス感染症対策の実施、道路網の整備促進、防災のまちづくりを重点に実施していきます。現在の最優先課題はやはり新型コロナウイルス感染症対策です。全国的な感染拡大が懸念されていますが、本町ではワクチン接種も進んでおり、感染者も都市部のような状況ではありませんが、引き続き町民の健康を最優先に感染対策を講じていきます。

道路網の整備促進については、生活道、町道、林道の整備により、移動、運搬の環境改善を図っていきます。

防災のまちづくり推進に関しては、気象災害に備えた防災事業、南海トラフ地震を想定した防災訓練、自主防災組織の強化を実施していきます。

4つ目として、農林業の振興です。

林業振興を目指し、林業家育成事業を拡大していきます。現在行っている林業家育成事業は、多くの方が林業事業体に従事する実績を残しています。また、多くの移住実績も残しており、コロナ禍が過ぎれば、受入れをさらに増やし、林業振興と移住施策をセットで実施していきます。

農業振興に関しては、過疎高齢化により耕作放棄地が増えてきています。この農地を活用し、高齢者の指導の下、移住者により農業実践をしていただき、耕作放棄地解消とともに、移住施策を同時に実施していきます。

5つ目は、高齢者福祉の強化です。

仁淀の別枝地区で不幸な火災事故が発生しました。これを教訓に、地域に出向く機会が多い事業者などに見守りををお願いするなど、制度化して見守り事業を実施します。

また、高齢化率が55%の本町において、介護事業は重要で、多岐にわたっています。介護事業所、介護職員のおかげで、高齢者は安心して生活ができています。しかし、介護職員の不足、離職による人員不足が懸念されていることから、町独自の対策事業、制度を考えていきます。

6つ目として、伝統文化や資源を生かした観光振興を実施していきます。

仁淀川町には3つの神楽、秋葉まつり、太鼓踊りなどの伝統文化が多く継承されています。開催時期には多くの観光客が足を運んでくれますが、この伝統文化に携わる方々は高齢となり、後継者が問題となっています。衣装の更新や人材確保のための財政支援を実施していきます。

観光面においては、全国的な知名度となった仁淀ブルー、溪谷、桜、花桃など、町内には景勝地がたくさんあります。また、眠っている景勝地もたくさんあります。これらを町のホームページやSNSなどで今まで以上に全国、全世界に発信し、観光客誘致を図っていきます。これに伴う受入れ体制の整備強化も必要となるため、それぞれの観光地の整備を行っていきます。

このほかにもたくさんの事業、施策が考えられますが、これらを行うためには、住民から信頼される行政運営をする必要があります。そのために、町民目線での行政運営を行っていきます。また、仁淀川町の基本理念「ひとりひとりが輝き、誇りが持てる、あたたかいまち」、これを実現するため、住んでいてよかったと思えるまちづくりを目指します。

結びになりますが、私の基本姿勢は、皆さんの声に耳を傾けることです。町民の意見はもちろん、議員の皆様方には、様々な提案をこれまで同様に頂きたいと思います。そして、前向きな議論ができる関係づくりができるよう、私自身努めてまいります。さらには、関係する諸機関や団体など、多くの皆さんにご支援、ご協力をお願いいたします。住んでいてよかったと思えるまちづくり、これを町民の皆さんとともに全力で推進していくことをお約束いたしまして、所信表明いたします。

それでは、行政報告をいたします。

令和2年度の歳入歳出決算状況についてご報告いたします。

一般会計は、歳入85億7,375万8,000円、歳出80億5,500万5,000円で、差引き5億1,875

万3,000円となっております。そのうち、翌年度に繰り越すべき財源 1 億5,233万9,000円を差し引いた実質収支は 3 億6,641万4,000円となっております。

また、一般会計と予算を振り替えて執行する会計事務集中管理特別会計を除く国民健康保険等の 6 つの特別会計を合わせた歳入全体では113億3,404万7,000円で、歳出合計は107億9,936万1,000円となっております。

決算の詳細につきましては、会計管理者及び担当課長よりご説明申し上げます。

なお、この決算につきましては、7月19日から8月13日まで、監査委員による決算審査を受けております。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告いたします。

実質赤字比率並びに連結実質赤字比率につきましては、どちらも赤字となっておらず、将来負担比率についても、充当可能財源が将来負担額を上回る結果となっており、率は表示されておられません。また、実質公債費比率は、昨年度より0.1ポイント上昇して1.4%となっております。その要因は、普通交付税の基準財政需要額に算入された元利償還金等が減少したことが主な原因と考えられます。いずれの指標も基準の比率を下回っており、健全な財政運営ができていると判断しております。

今後におきましては、現在進行中の診療所の建て替え、民間病院の直診化事業、その他公共施設の老朽化等による大規模改修等を控え、合併以来続いてきました普通交付税の合併特例措置が終了し、財源確保が一段と厳しくなる中、健全な財政を確保するために、引き続き計画的な繰上償還や有利で安全な財産運用、また歳出予算の抑制を図り、効率的かつ効果的な財政運営を進めてまいります。

続きまして、本町の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、本年5月20日に65歳以上の高齢者の方からワクチン接種を開始、町内に接種会場を設けて、集団接種を8月15日まで実施しました。現在は、毎週火曜日に、大崎診療所において、ワクチン接種を希望される方に対し個別接種を実施しております。9月13日までの接種状況につきましては、12歳以上の対象者全体で4,764人の84.5%に当たる4,027人が2回目の接種を終えられています。また、65歳以上の高齢者の方への接種は91.4%、65歳未満の方への接種は74.9%となっております。

町としては、高齢者のうち希望される方へのワクチン接種はおおむね完了したものと考えておりますが、今後も引き続き、希望される全ての皆様が接種できるよう、ワクチン接

種体制を整えてまいります。

続きまして、役場職員採用について報告いたします。

職員数につきましては、合併以来、定員適正化計画を立て、削減に努めてまいりました。しかしながら、福祉や防災対策等の分野における業務増加などにより、さらなる効率化が不可欠となっており、今後の定員適正化計画に沿った職員数の削減には機構改革が必須と考えており、早急に検討していかなければならない重要課題となっています。

このような中、退職者などの減員を補充するために、職員採用試験を行うことといたしました。そこで、9月19日に第1次試験を実施しましたので、現在の状況を報告いたします。

まず、7月1日から8月13日まで募集を行い、一般行政職員7名、土木技術職1名、歯科衛生士1名、保健師1名の応募がありました。当日までに、保健師からの辞退届、また、試験当日、一般行政職の欠席者が1名あり、結果的には、1次試験受験者は、一般行政職6名、土木技術職1名、歯科衛生士1名となりました。2次試験は10月を予定しているところであります。なお、試験は、全国統一試験で1次試験を行い、2次試験は作文と面接を実施することとしております。

続きまして、国道494号の土砂災害について報告いたします。

国道494号及び林道ヲヲカゲ線は6月30日より全面通行止めとなっておりますが、現在も山が動き続けており、新しい崩壊も発生している状況であります。特に、雨が降り続いた後に大きく動く傾向が見受けられることから、国道の土砂を取り除くだけの工事では、すぐに新しい崩壊が発生しかねない状況になっています。

県において調査ボーリングを4本施工し、斜面の動きを観測しています。この観測にはしばらく時間を要することや、地滑り災害として認定していただくために、国などの関係機関との調整や協議に不測の日数を要することから、現時点ではまだ復旧予定が立っておりません。

林道ヲヲカゲ線の崩壊した先には瓜生野集落のヲヲカゲ地区があり、現在、そこで生活されている方はおりませんが、一日も早い復旧に努めていきたいと考えております。町民の皆様には大変ご不便をおかけしますが、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

続きまして、林道舟形線の土砂災害について報告いたします。

8月10日、林道起点より1kmの先で山手側が崩壊、高さ50m、延長30mにわたり崩壊し、全面通行止めとなりました。倒木が多く、倒木の撤去に向け準備をしていましたが、8月

16日に再度現場に確認に行くと、路面にクラックが確認され、降雨時に動く傾向があり、現在、約80cmの路面が沈下しております。中央西林業事務所に現地確認をしていただき、地滑り災害として報告しました。近隣にお住まいの皆さんには大変ご不便をおかけしますが、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

今後、地滑り調査設計が必要となり、本定例会には、補正予算、測量設計委託料1,700万円を計上しております。適切にご審議を頂きますよう、よろしくお願いします。

今議会に提案しております28件の案件の内訳は、物損事故に関する和解の報告及び請負工事変更契約についての専決処分2件、令和2年度一般会計及び特別会計の決算認定8件、条例の全部改正及び一部改正議案7件、令和3年度一般会計及び特別会計の補正予算案4件、工事請負契約の締結議案2件、財産の取得に関する議案1件、過疎地域持続的発展計画の策定1件、監査委員の選任1件、副町長の選任1件、教育長の任命1件となっております。これらの議案の提案理由につきましては、総務課長並びに会計管理者などから説明いたしますので、ご審議の上、適切にご決定を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

次に、教育長の報告を求めます。竹本教育長。

○竹本教育長 それでは、教育委員会関係の行政報告をいたします。

まず、学校の状況ですが、今年も新型コロナウイルス感染症の影響で夏祭りは中止となり、学校単位でのミニイベントなども簡素化され、寂しい夏休みとなりましたが、始業式には元気に子供たちも登校し、順調に2学期がスタートしたとの報告を受けています。

2学期は、運動会や文化活動等の行事の多い大切な学期となりますが、感染症対策の影響で、簡素化しての実施となる予定です。既に、運動会は、小中学校ともに来賓を招待せずに、保護者と学校のみで行うことを決定しており、それ以外の方で見学を希望される場合は、感染症対策をした上で来場していただくようお願いをしております。

修学旅行については、昨年度実施できなかった中学3年生が、7月6日から8日にかけて、2泊3日で県内での修学旅行を無事に終えました。2年生は10月中旬に同じく県内で実施をする予定です。今後も、行事ごとに、その時々状況を見極め、学校や保護者と協議しながら対応していきたいと考えております。

さて、スポーツでは、仁淀中学校柔道部がすばらしい活躍を見せてくれました。7月24

日、25日に行われた高知県中学校総合体育大会の階級別で、谷脇杜和君と西田煌君、女子の山本心春さんと十倉果歩さんが優勝、山下日南太君が準優勝し、四国大会出場を決めました。四国大会では、男子73キロ級で谷脇君が準優勝、81キロ級の西田君と、女子52キロ級の山本さんが3位となりました。そして8月22日から25日に行われた全国大会には、県大会で優勝した4人が出場し、谷脇君が見事に5位入賞を果たし、女子の山本さんが3回戦、十倉さんが2回戦まで勝ち上がりました。全力で戦い抜いた選手の皆さんにとっては、大きな自信と経験になったことと思います。多くの成果を収めた選手の皆さんに心からの拍手を送るとともに、今後の活躍に期待したいと思います。

次に、5月に実施されました全国学力・学習状況調査についてご報告いたします。

本町では、小学校3校の6年生28人が国語、算数に、中学校2校の3年生21人が国語、数学に挑戦しました。

結果の概要としましては、小学校では国語で約6ポイント、算数で約4ポイント全国平均を上回る結果となりました。全体としては着実に学力が定着してきている状況ですので、今後は、正答率の低かった問題等を中心に、苦手分野の克服を目指して取り組んでいきたいと考えております。

また、中学校では、国語で6ポイント程度、数学で5ポイント程度全国平均を上回りました。全体としては、基礎学力の定着とともに、応用・活用力にも一定の力がついてきたと考えられますので、さらに弱点の克服に重点を置いた指導をしていきたいと考えております。今後は、これらの結果を踏まえて、各校で詳しい分析と課題の洗い出しを行って、今後の学習指導に役立てていくこととしております。

続いて、社会教育関連の行事等についてですが、今年も新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、仁淀川町くいしんぼマラソン大会、池川地区大運動会、星ヶ窪まつりなどの中止がそれぞれの実行委員会で決定されましたので、ご報告させていただきます。

また、2度の延期をしてきました成人式については、20歳の節目となる記念の行事でもあり、何とか実施をする方向で検討を進めてまいりましたが、全国の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令状況、県の非常事態宣言の継続など、総合的に判断して、残念ながらありますが、中止をすることといたしました。度重なる延期に対応していただきました新成人や保護者の皆様には心からおわびを申し上げます。

最後に、本定例会に提出しております教育委員会関連の補正予算につきましてご説明いたします。

まず、国の新型コロナウイルス感染症予防対応臨時交付金を活用して、中学校2校の技術棟や特別教室4室へのエアコン設置、保育園4園へのiPadと周辺機器の整備、コロナ禍で厳しい生活を強いられている大学生等への支援給付金など、合計3,133万円のコロナ感染症対策のための経費を計上しております。これで小中学校の全ての教室にエアコンの設置が完了することとなります。

そのほかには、中止となった成人式のおわびと衣装代等の経費に充てていただく意味で、成人特別手当として235万円、高等学校通学給付金の増額分として387万円、来年度分の入学応援手当を入学準備に間に合うよう前倒しして本年度中に支給するための入学応援手当の増額194万円、しもなの郷の土地購入に係る不動産鑑定料28万8,000円、池川町民プールの漏水が疑われることから配水管漏水調査委託料として20万円などとなっております。なお、しもなの郷の借地については、地権者5人のうちの1人から申出があったものですが、鑑定結果を基に、他の地権者とも交渉を行うこととしております。

適切にご決定を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 ありがとうございます。以上で報告を終わります。

議案の上程を行います。

日程第4、報告第13号、専決処分の報告について（物損事故に係る和解について）から、日程第31、同意第3号、教育長の任命についてまで、一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。

議案等はお手元に配付のとおりです。ご確認をお願いします。

日程第32、執行部に提案理由の説明を求めます。報告第13号から報告第14号まで一括して、黒川総務課長、認定第1号から認定第8号まで一括して、下久保会計管理者兼出納室長。ということで、黒川総務課長、説明をお願いします。

○黒川総務課長 副町長が欠員となっておりますので、総務課において提案理由の説明をさせていただきます。ご了承をお願いいたします。

それでは、今議会に提出しております報告についてご説明申し上げます。

報告第13号、専決処分の報告について。

下記事項について専決処分したので、地方自治法第180条の規定により、議会に報告する。

記

1. 事故の概要 令和3年5月13日に町道竹ノ谷線、池川総合支所横のカーブを走行中、双方が対向車を確認し一時停止をしようとしたが、双方の停車が間に合わず、道路中央部で、両車両の右前方側面が接触し、車両の一部を破損した事故
2. 和解の内容 (1) 仁淀川町（以下、「町」という。）は、本件事故による損害賠償金として、金4万3,950円を相手方が指定する口座に送金して支払う。
(2) 町及び相手方は、本件事故に関し、前項の金額以外に一切の債権債務関係がないことを確認する。
3. 和解の相手方 住 所 吾川郡仁淀川町
氏 名 A氏
4. 和解年月日 令和3年8月31日
令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

この報告案件は、町道竹ノ谷線、池川総合支所横のカーブを走行中、対向車を確認し一時停止をしようとしたが、双方の停車が間に合わず、道路中央部で接触し、両車両の右前方側面を破損した事故の和解について、議会の委任による町長の専決処分事項の指定についての規定により、専決処分の報告をするものであります。

次に、議案書の2ページをお開きください。

報告第14号、専決処分の報告について。

下記工事の請負契約について専決処分したので、地方自治法第180条の規定により、議会に報告する。

記

1. 契約の目的 仁淀川町国民健康保険大崎診療所建替工事
2. 変更前の契約金額 7億6,747万3,667円
変更後の契約金額 7億7,240万1,660円
3. 契約の相手方 共同企業体名 岸之上・栄宝生特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社岸之上工務店
住 所 高知市西秦泉寺435番地1
氏 名 代表取締役社長 岸之上憲一

4. 変更年月日 令和3年7月20日

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

この報告案件は、仁淀川町国民健康保険大崎診療所建替工事に係る請負契約の変更の結果、500万円以下の変更契約であるため、議会の委任による町長の専決処分事項の指定についての規定により、専決処分の報告をするものであります。

以上で報告についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、認定第1号から認定第8号まで、一括して下久保会計管理者兼出納室長。

○下久保会計管理者兼出納室長 ただいま議長から許可を頂きましたので、決算認定議案の説明をさせていただきます。

令和2年度仁淀川町一般会計及び特別会計の決算審査を7月19日から8月13日まで実施していただきました。私からは収支の状況を説明させていただき、詳細につきましては、後ほど予定されております全員協議会におきまして各担当課より説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

議案書3ページをお開きください。

認定第1号、令和2年度仁淀川町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度仁淀川町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

別冊の令和2年度歳入歳出決算書をお願いします。

令和2年度仁淀川町一般会計歳入歳出決算につきましては、決算書2ページ、歳入歳出決算書をお開きください。

一般会計に関する歳入決算の主なものとしましては、収入済額の欄をご覧ください。1款町税5億7,487万3,625円、少し飛びまして、10款地方交付税37億2,876万4,000円、14款国庫支出金12億2,986万308円、15款県支出金5億4,550万3,791円、21款町債9億9,177万2,000円などで、歳入総額は85億7,375万7,609円となっています。

決算書8ページをお開きください。

一般会計に関する歳出決算額の主なものとしましては、支出済額の欄をご覧ください。2款総務費19億8,417万1,500円、3款民生費14億8,968万1,343円、4款衛生費6億3,261万1,247円、5款農林水産業費6億232万794円、9款教育費6億7,141万6,462円、11款公

債費15億1,365万6,188円などで、歳出総額は80億5,500万4,759円となっています。

詳細につきましては、決算書14ページから115ページ、歳入歳出決算事項別明細書に掲載しております。

決算書116ページ、実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額85億7,375万7,609円、歳出総額80億5,500万4,759円で、歳入歳出差引額は5億1,875万2,850円となりましたが、翌年度に繰り越すべき財源1億5,233万9,000円を控除した実質収支額は3億6,641万3,850円となりました。

議案書4ページをお開きください。

認定第2号、令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、決算書118ページ、歳入歳出決算書をお開きください。

歳入決算額の主なものとしましては、1款国民健康保険税7,539万637円、4款県支出金6億875万7,839円、6款繰入金7,492万7,557円などで、歳入総額は7億6,474万2,076円となっています。

決算書120ページをお開きください。

歳出決算額の主なものとしましては、2款保険給付費5億8,289万2,730円、3款国民健康保険事業費納付金1億5,133万4,081円などで、歳出総額は7億6,450万2,881円となっています。

詳細につきましては、決算書124ページから137ページ、歳入歳出決算事項別明細書に掲載しております。

決算書138ページ、実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額7億6,474万2,076円、歳出総額7億6,450万2,881円で、実質収支額は23万9,195円となりました。

議案書5ページをお開きください。

認定第3号、令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計直

診大崎診療所勘定歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定歳入歳出決算につきましては、決算書140ページをお開きください。

歳入決算額の主なものとしましては、1款一般診療収入5,881万5,699円、2款歯科診療収入4,578万3,962円、4款繰入金3億3,568万392円などで、歳入総額は4億6,483万2,846円となっています。

決算書142ページをお開きください。

歳出決算額の主なものとしましては、1款総務費1億3,702万1,684円、2款医業費2,664万4,233円、3款施設整備費2億9,903万9,335円などで、歳出総額は4億6,300万309円となっています。

詳細につきましては、決算書144ページから155ページ、歳入歳出決算事項別明細書に記載しております。

決算書156ページ、実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額4億6,483万2,846円、歳出総額4億6,300万309円で、実質収支額は183万2,537円となりました。

議案書6ページをお開きください。

認定第4号、令和2年度仁淀川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度仁淀川町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

令和2年度仁淀川町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、決算書158ページをお開きください。

歳入決算額の主なものとしましては、1款保険料1億5,442万9,170円、3款国庫支出金3億9,239万5,610円、4款支払基金交付金3億2,439万9,992円、5款県支出金1億8,529万7,634円、7款繰入金1億8,343万928円などで、歳入総額は12億5,746万5,931円となっています。

決算書160ページをお開きください。

歳出決算額の主なものとしましては、2款保険給付費11億5,668万3,357円などで、歳出総額は12億4,560万146円となっています。

詳細につきましては、決算書164ページから179ページ、歳入歳出決算事項別明細書に掲載しております。

決算書180ページ、実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額12億5,746万5,931円、歳出総額12億4,560万146円で、実質収支額は1,186万5,785円となりました。

議案書7ページをお開きください。

認定第5号、令和2年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

令和2年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、決算書182ページをお開きください。

歳入決算額の主なものとしましては、1款保険料7,032万1,400円、2款繰入金5,458万183円などで、歳入総額は1億2,610万3,075円となっています。

決算書184ページをお開きください。

歳出決算額の主なものとしましては、2款後期高齢者広域連合納付金1億2,424万9,420円などで、歳出総額は1億2,553万2,575円となっています。

詳細につきましては、決算書186ページから191ページ、歳入歳出決算事項別明細書に掲載しております。

決算書192ページ、実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額1億2,610万3,075円、歳出総額1億2,553万2,575円で、実質収支額は57万500円となりました。

議案書8ページをお開きください。

認定第6号、令和2年度仁淀川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度仁淀川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

令和2年度仁淀川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、決算書194ページをお開きください。

歳入決算額の主なものとしましては、2款使用料及び手数料3,628万8,910円、3款繰入

金4,810万円などで、歳入総額は9,266万8,348円となっています。

決算書196ページをお開きください。

歳出決算額は、1款事業費5,888万4,250円、2款公債費3,284万1,600円で、歳出総額は9,172万5,850円となっています。

詳細につきましては、決算書198ページから203ページの歳入歳出決算事項別明細書に掲載しております。

決算書204ページ、実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額9,266万8,348円、歳出総額9,172万5,850円で、実質収支額は94万2,498円となりました。

議案書9ページをお開きください。

認定第7号、令和2年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

令和2年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきましては、決算書206ページをお開きください。

歳入決算額の主なものとしましては、2款使用料及び手数料975万4,750円、3款国庫支出金595万1,000円、4款繰入金2,730万円、7款町債1,070万円などで、歳入総額は5,447万6,922円となっています。

決算書208ページをお開きください。

歳出決算額は、1款事業費3,498万3,651円、2款公債費1,901万359円で、歳出総額は5,399万4,010円となっています。

詳細につきましては、決算書210ページから213ページ、歳入歳出決算事項別明細書に掲載しております。

決算書214ページ、実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額5,447万6,922円、歳出総額5,399万4,010円で、実質収支額は48万2,912円となりました。

議案書10ページをお開きください。

認定第8号、令和2年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算の認定について。

て。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

令和2年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算につきましては、決算書216ページをお開きください。

歳入決算額は、1款諸収入8,738万3,133円となっています。

決算書218ページをお開きください。

歳出決算額は、1款会計事務集中管理費8,738万3,133円となっています。

詳細につきましては、決算書220ページから223ページ、歳入歳出決算事項別明細書に掲載しております。

決算書224ページ、実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額、歳出総額共に8,738万3,133円で、実質収支額はゼロ円となりました。

決算書225ページ以降に財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書を載せております。

私のほうからの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 ご苦労さまでした。暫時休憩にします。換気と水分補給のため休憩します。11時10分に再開します。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第44号から議案第58号まで一括して、黒川総務課長。

○黒川総務課長 それでは、引き続き今議会に提出しております議案について順次ご説明申し上げます。

議案書の11ページをお開きください。

議案第44号、仁淀川町固定資産税の課税免除に関する条例の全部を改正する条例について。

仁淀川町固定資産税の課税免除に関する条例の全部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

この条例改正は、議案書12ページから13ページのとおり、旧過疎地域自立促進特別措置法が期限を迎え、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法へ移行したことに伴うものであります。

施行は公布の日からとしております。

次に、議案書の14ページをお開きください。

議案第45号、仁淀川町移住交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町移住交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

この条例改正は、議案書15ページから16ページのとおり、令和3年7月31日に完成した移住者用本村住宅の追加及び利用料金の形態を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。

施行は公布の日からとしております。

次に、議案書の17ページをお願いします。

議案第46号、仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

この条例改正は、議案書18ページのとおり、昨今の町国保財政状況や将来の国保税率統一を鑑み、令和4年度から国保税の均等割を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

施行は令和4年4月1日からとしております。

次に、議案書の19ページをお願いします。

議案第47号、仁淀川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

この条例改正は、議案書20ページのとおり、健康保険法施行令等の一部を改正する政令、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令の公布により、出産育

児一時金の内訳に変更が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

施行は令和4年1月1日からとしております。

次に、議案書の21ページをお願いします。

議案第48号、仁淀川町集落活動センター山村自然楽校しもなの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町集落活動センター山村自然楽校しもなの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

この条例改正は、議案書22ページのとおり、当施設の宿泊料金限度額の見直しに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

施行は公布の日からとしております。

次に、議案書の23ページをお願いします。

議案第49号、仁淀川町営住宅管理条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

この条例改正は、議案書24ページのとおり、所得税法の改正に伴い、寡婦（寡夫）控除の見直しが行われ、寡婦及びひとり親に係る所得税法の定義及び控除について、改正内容を仁淀川町住宅管理条例に反映する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

施行は公布の日からとし、令和3年7月1日から適用としております。

次に、議案書の25ページをお願いします。

議案第50号、仁淀川町立住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町立住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

この条例改正は、議案書26ページから33ページのとおり、準用規定による運用を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。

施行は公布の日からとしております。

次に、議案書の34ページをお開きください。

議案第51号、令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第4号）について。

令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和3年度仁淀川町一般会計補正予算書（第4号）の1ページをお願いします。

令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第4号）。

令和3年度仁淀川町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億4,868万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億9,418万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

まず、歳入の内容でございますが、詳細につきましては8ページから15ページをご参照ください。

8ページの9款地方特例交付金は、交付額の確定による329万7,000円の減額補正となっております。

9ページから10ページの14款国庫支出金は、低所得者保険料軽減負担金（過年度分）16万8,000円、公共土木施設災害復旧費負担金117万1,000円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金596万円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金17万6,000円、空き家対策総合支援事業補助金250万円、フレイルサポートセンター設立による高齢者生きがい活動促進事業補助金100万円、システム改修による感染症予防事業等国庫補助金98万5,000円、学生支援給付金の支給及び公共施設トイレ洋式化工事等による感染症対応地方創生臨時交付金856万2,000円の補正。

一方で、交付額の確定による地域木造振興事業補助金82万円の減額補正がございます。

11ページの15款県支出金は、あったかふれあいセンター事業費補助金38万1,000円の補正とイベント中止による自然体験型学習事業費補助金25万円の減額補正でございます。

12ページの18款繰入金は、繰上償還の財源として活用するため減債基金繰入金を7億5,954万6,000円、生活道等整備による合併振興基金繰入金160万円の補正と、財源を調整

するため財政調整基金繰入金1,143万9,000円の減額補正でございます。

13ページの19款繰越金は、令和2年度決算額の確定による繰越金3億1,641万3,000円の補正となっております。

14ページの20款諸収入は、イベント中止によるつかみどりin長者川参加者負担金9万円の減額補正でございます。

15ページの21款町債は、発行額確定により、臨時財政対策債3,388万4,000円の減額補正となっております。

次に、歳出でございますが、詳細につきましては16ページから30ページをご参照ください。

まず、歳出全般におきまして、2款の給料、3節の職員手当等、4節の共済費につきましては、職員の異動に伴う各費目の調整を行ったものとなっておりますので、それぞれの費目での説明は省略させていただきます。

16ページの1款議会費は、人件費調整分33万6,000円の補正でございます。

17ページから19ページの2款総務費は、公共施設トイレ手洗い自動水栓取付けによる消耗品費490万円、教室エアコン設置工事設計監理委託料100万円、学校教室エアコン設置工事費1,971万2,000円、公共施設トイレ洋式化工事費1,070万円、保育所用iPad及び周辺機器備品購入費46万3,000円、池川保育園iPad及び周辺機器購入補助金15万5,000円、学生支援給付金1,000万円、公共施設等総合管理計画改定支援業務委託料99万円、交流センター非常用自家発電装置取替工事費970万円、地域づくり事業補助金のうち、生活道等整備事業費160万円、「町産材の家」推進事業補助金100万円、空き家対策総合支援事業費補助金500万円、会計年度任用職員の採用による人件費等125万3,000円、衆議院議員選挙及び町議会議員選挙ポスター掲示板材料費45万8,000円、町議会議員選挙ポスター掲示板撤去委託料32万7,000円、あと、人件費調整分1,083万9,000円の補正でございます。

一方、減額補正は、事業実績による新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金1,998万8,000円、地域づくり事業補助金のうち、くいしんぼマラソン、茶霧湖まつり、清流まつり中止による補助金715万円の補正となっております。

20ページから21ページの3款民生費は、あったかふれあいセンター委託料76万3,000円、介護サービス人材確保対策事業費補助金60万円、令和2年度介護保険事業費補助金の返還金269万4,000円、システム改修に伴う介護会計繰出金78万5,000円、NPOフレイルサポートセンター設立のための地域づくり事業補助金100万円の補正。

一方の減額補正は、人件費調整分1,344万7,000円の補正でございます。

22ページの4款衛生費は、大崎診療所隣接地購入費230万円、直診会計繰出金468万9,000円、健康管理システム改修業務委託料163万6,000円、予防接種委託料596万円、簡水会計繰出金758万2,000円と人件費調整分687万円の補正でございます。

23ページから24ページの5款農林水産業費は、プロセッサ導入による高性能林業機械等整備事業費補助金587万5,000円の補正。

一方の減額補正は、イベント中止によるつかみどり in 長者川の参加者傷害保険料3万円、会場設置工事100万円と人件費調整分1,630万9,000円の補正でございます。

25ページの6款商工費は、「竜とそばかすの姫」で安居溪谷が取り上げられたこと等による観光客の増加に伴う交通整理委託料356万4,000円、国道33号名野川バス停付近への観光客向待合所新築工事費180万円の補正でございます。

26ページの7款土木費は、町営岩丸住宅解体工事2,500万円の補正と人件費調整分54万円の減額補正でございます。

27ページから28ページの9款教育費は、成人式の中止による対策として成人特別手当235万円、子育て世帯への支援の拡充として高等学校等通学給付金387万円、子育て応援手当194万円、しもなの郷借地の不動産鑑定業務委託料28万8,000円、池川プール配水管漏水調査委託料20万円の補正。

一方、減額補正は、星ヶ窪まつり中止による講師謝礼及び保険料等108万4,000円、池川運動会中止による協力者謝礼及び保険料等41万2,000円、それと、人件費調整分931万円の補正でございます。

29ページの10款災害復旧費は、林道舟形線地滑り災害のボーリング調査及び設計書作成委託料1,700万円の補正と、公共土木施設災害復旧費117万1,000円の国庫支出金への財源振替となっております。

30ページの11款公債費は、地方財政法第7条の規定による決算剰余金処分として、元金の繰上償還9億4,275万3,000円の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は10億4,868万2,000円の補正で、補正後の合計は83億9,418万7,000円となっております。

次に、議案書の35ページをお開きください。

議案第52号、令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第1号）について。

令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第1号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和3年度仁淀川町特別会計補正予算書（直診大崎診療所勘定）（第1号）の1ページをお願いします。

令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第1号）。

令和3年度仁淀川町の国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ652万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,053万9,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

歳入歳出の内容でございますが、詳細については6ページから10ページをご参照ください。

主な内容は、大崎診療所建て替え工事に伴う旧吾川中学校内駐車場整備工事費130万円、令和2年度からの繰越金183万1,000円、認知症専門医の代診料72万円、骨粗鬆症及び乳がん治療等の医薬材料費200万円及び人件費の調整による補正でございます。

歳入歳出の補正額は652万円の補正で、補正後の合計は7億2,053万9,000円となります。

次に、議案書の36ページをお開きください。

議案第53号、令和3年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

令和3年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和3年度仁淀川町特別会計補正予算書（介護保険）（第1号）の1ページをお願いします。

令和3年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度仁淀川町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,028万1,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,886万2,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

歳入歳出の内容でございますが、詳細については6ページから13ページをご参照ください。

主な内容は、制度改正に伴う介護保険システム改修事業委託料149万5,000円、返還金2,285万3,000円、財政調整基金積立金593万3,000円の補正です。

続きまして、歳入歳出の補正額は3,028万1,000円の補正、補正後の合計は13億1,868万2,000円となっております。

次に、議案書の37ページをお開きください。

議案第54号、令和3年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

令和3年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和3年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算書（簡易水道）（第1号）の1ページをお願いいたします。

令和3年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度仁淀川町の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ752万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,756万7,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

歳入歳出の内容でございますが、詳細については6ページから8ページをご参照ください。

主な内容は、川渡地区の浄水方法の変更に関する簡易水道事業届出設計委託料752万4,000円の補正でございます。

歳入歳出の補正額は752万4,000円の補正で、補正後の合計は1億7,756万7,000円となっ

ております。

次に、議案書の38ページをお開きください。

議案第55号、令和3年度道路メンテナンス事業 町道清水宮ヶ坪線（万才橋）橋梁補修工事請負契約の締結について。

下記の工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和3年度道路メンテナンス事業 町道清水宮ヶ坪線（万才橋）橋梁補修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 5,280万円
- 4 契約の相手方 株式会社西森建設
代表者 住 所 吾川郡仁淀川町長者乙2190
氏 名 西 森 功

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、令和3年度道路メンテナンス事業 町道清水宮ヶ坪線（万才橋）橋梁補修工事の一般競争入札を行った結果、株式会社西森建設が落札し、9月2日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものであります。

事業の概要は、延長48.2m、橋梁下面と橋脚7基のコンクリート補修するものでございます。

次に、議案書の39ページをお願いします。

議案第56号、令和3年度仁淀川町林業振興センター新築工事請負契約の締結について。

下記工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和3年度仁淀川町林業振興センター新築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1億8,155万2,800円
- 4 契約の相手方 栄宝生建設株式会社

代表者 住 所 高知市塚ノ原352番地

氏 名 門田隆雅

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、令和3年度仁淀川町林業振興センター新築工事の一般競争入札を行った結果、栄宝生建設株式会社が落札し、9月17日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

事業の概要は、一部CLTを活用した木造2階建て、延べ床面積529.09㎡の建築工事を行うものでございます。

次に、議案書の40ページをお開きください。

議案第57号、財産の取得について。

下記事業の財産取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

1. 契約の目的 令和3年度（町単）仁淀川町消防団小型動力ポンプ付き積載車購入事業
2. 契約の方法 一般競争入札
3. 契約金額 1,320万円
4. 契約の相手方 株式会社 クロイワ
代表者 住 所 高知市葛島4丁目8番42号
氏 名 代表取締役 黒岩俊二

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、消防積載車の老朽化により、令和3年度（町単）仁淀川町消防団小型動力ポンプ付き積載車購入事業の一般競争入札を行った結果、株式会社クロイワが落札し、9月1日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案書の41ページをお願いします。

議案第58号、仁淀川町過疎地域持続的発展計画の策定について。

仁淀川町過疎地域持続的発展計画の策定について、過疎地域の持続的発展の支援に関す

る特別措置法第8条第1項の規定により議決を求める。

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

この計画は、議案書42ページから107ページのとおり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行により、仁淀川町過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）を策定するため、議会の議決を求めるものであります。

以上で私からの提出議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 お疲れさまでございました。

続きまして、同意第1号から同意第3号までを一括して、古味町長。

○町長 議案書の108ページをご覧ください。

同意第1号、監査委員の選任について。

下記の者を仁淀川町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 吾川郡仁淀川町土居甲1087番地

氏 名 吉岡國弘

生年月日 昭和29年3月30日生

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

この提案理由ですが、令和3年9月30日をもって任期満了となる監査委員の後任として、新たに上記の者を選任したく、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、議案書の109ページをご覧ください。

同意第2号、副町長の選任について。

下記の者を仁淀川町副町長に選任したいから、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 吾川郡仁淀川町土居甲1052番地1

氏 名 竹本雅浩

生年月日 昭和35年9月13日生

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

この提案理由ですが、副町長を新たに選任するため、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案書の一番最後ですが、110ページをご覧ください。

同意第3号、教育長の任命について。

下記の者を仁淀川町教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 吾川郡仁淀川町田村186番地15

氏 名 黒川一彦

生年月日 昭和38年5月13日生

令和3年9月24日提出、仁淀川町長古味 実

この提案理由なんですが、令和3年9月30日をもって辞職する教育長の後任として、新たに上記の者を任命したく、議会の同意を求めるものでございます。

以上であります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

暫時休憩にします。

午前11時49分 休憩

午前11時50分 再開

○議長 休憩前に続き会議を開きます。

本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

午前11時50分 散会